

令和5年 (第4回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和5年12月15日

# 総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和5年12月15日(金)

開議 午前10時48分

閉議 午前11時45分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(9名)

委員長	森山義治君	副委員長	小野佳子君
委員	泉武弘君	委員	野口哲男君
委員	松川章三君	委員	吉富英三郎君
委員	阿部真一君	委員	森裕二君
委員	塩手悠太君		

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
総務部次長兼	行部さと子君	企画戦略部次長兼	矢野義知君
総務課長		財政課長	

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	課長	中村賢一郎
課長補佐	岩男涼子	事務員	尾割春晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第112号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和5年12月15日

総務企画消防委員会

委員長 森 山 義 治

## 総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時48分

○森山委員長

ただいまから、総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けた議案のうち、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）総務課関係部分及び財政課関係部分について審議を行います。

審査の順序については、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により進めてまいりますので、ご了承願います。

初めに総務課関係部分の審査を行います。

先日の委員会審査にて当局より説明を受けましたが、質疑の中もありましたが、土地売払い収入に関して再度当局から説明を願います。

○柏木総務部長

説明をいたします前に12月8日に開催されました総務企画消防委員会におきまして、総務部関係議案、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）総務課関係部分の審議におきまして、資料不足、説明不足など、準備不足だったことについておわびを申し上げます。今後は、事前説明、慎重丁寧を念頭におきまして、委員会に臨むよういたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは改めて、議第112号令和5年度一般会計補正予算（第8号）総務課関係部分についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）、補正予算書8ページをご覧ください。

土地売払い収入の追加額1億1,630万円についてです。今回、資料をお配りしておりますので、まず、資料の案内図が書かれたこの部分をご覧ください。地図と写真を添付しております。

まず、売払い物件の場所でございます。南町の多世代交流健康増進複合施設おひさまパークの道を挟んだ旧南幼稚園跡地でございます。売却した市有地は、旧南幼稚園跡地で約1,835平方メートル、宅地及び雑種地、普通財産となっております。用途地域は商業地域、建蔽率80%、容積率400%です。

同地域は、別府市景観条例、別府市環境保全条例、準防火地域の公法上の規制のかかっている場所となっております。

それでは、配付しております売払い方針が決定するまで、もう1つの資料をご覧ください。

公共施設マネジメント推進会議で継続や売払い、貸しつけなどの方針を決定し、財産活用推進会議において売却方法等を決定しております。まず、平成29年12月25日に公共施設マネジメント推進会議を開催しております。この時の会議におきまして、未利用財産の有効活用として、旧南幼稚園跡地、児童クラブ横の未利用地を売却候補として打ち出しております。この時の販売予定が平成31年になっております。目的は、公共施設の保全実行計画の財源確保ということで、会議の中でそういうふうになっております。平成30年6月29日に公共施設マネジメント推進会議で売却候補地であることを再度確認しております。平成30年12月25日、公共施設マネジメント推進会議で、売却時期を先ほど29年の会議で平成31年としておりましたが、平成31年から平成33年に変更しております。理由といたしましては、旧南小跡地の整備着手に伴い、保護者送迎用駐車場の代替地として、こちらのほうを使用したということでございます。令和2年10月23日この時も公共施設マネジメント推進会議で、中央保育所

南部児童館、南部子育て支援センターを複合施設に集約することで、中央保育所に空きが出ると。ここに児童クラブを移転させ、児童クラブの跡地も合わせて売却する方針を決定しております。もともと先ほど示しました案内図の約半分が市有地でしたが、それを隣の土地を合わせて2倍近くにするので、活用範囲が広がるということで方針決定をしております。あわせて、11月に開催される児童クラブの保護者会で、売却のために児童クラブを別のところに移転するということを説明するということを決定しております。

これを受けまして、令和5年2月7日に財産活用推進会議で売却方法等を決定しております。売却方法は一般競争入札で、募集期間等スケジュールにつきましては、まず、令和5年3月23日に入札公告をしております。令和5年4月10日から令和5年5月31日までの間、入札参加申込期間を設けております。この時に入札参加者は1法人だけございました。令和5年6月13日に入札、それから令和5年6月14日に土地売買契約を締結しております。令和5年8月1日に売買代金の入金がありました。令和5年8月8日、登記申請を受け付けしていただき、令和5年8月28日に登記を完了しております。経緯については以上でございます。

次に、1者入札で入札されました売却先でございます。速見郡日出町大字大神、龍泉寺、大法輪寺です。売却価格は先ほども申しましたが、1億1,630万円です。参考までに予定価格は1億1,121万円ございました。予定価格につきましては、不動産鑑定士に依頼して算出してもらった価格でございます。応札者は、先ほども申したとおり1者でした。

次に、さきの常任委員会で調査依頼のありました売却先の事業計画についてですが、入札時に事業計画の提出等は義務づけておりませんでしたので、売却先である宗教法人に聴取したところ、事業計画はまだないということでございました。現在、宅地として活用しているということでございます。売却、市のほうの売却の目的ですが、別府市財産活用基本計画に基づいて、行政目的を失った用地や遊休未利用地につきましては、その財産の性質によって売却処分、有償貸しつけ、あるいは新たな公共用地としての利用などを図らなければならないと掲げておりまして、また適正な財産活用を図り、売却等によって得られた収入を別府市公共施設再編整備基金に積み立て、公共施設の再建及び大規模な修繕改築・改修その他の整備に必要な経費の財源とするものでございます。

その他、市有財産売却募集要領と別府市財産の売却を配付しておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

委員長、さきの議会で、補正予算の中にもう1つあります。それも一括して説明してよろしいですか。

○森山委員長

いいです、どうぞ。

○総務部長

続きまして、補正予算の16ページをご覧ください。

歳入です。

総務費県補助金としまして、展望所等景観再生事業費補助金97万7,000円を計上していますが、歳出予算と関連しておりますので歳出のほうで説明をさせていただきます。

予算書23ページをご覧ください。

予算コード0128公有財産維持管理に要する経費の追加額195万4,000円を計上しております。

それでは、配付しております位置図をご覧になっていただきたいと思っております。写真も1枚一緒につけていますが、場所は旧若草港の横、レックスホテルの南側の旧若草港の湾沿いにあるワシントンニアパームを含む雑木を伐採するための樹木伐採委託料を計上しているものでございます。このワシントンニアパームは、昭和43年度にはやし観光、別府富士観ホテルです

ね。市の土地に植栽して木を市に寄贈を受けたものでございます。当時は寄贈者が管理を行っていましたが、所有者が令和元年にレックスホテル別府に変わってから、市が管理を行っております。このたびの伐採は、ワシントンニアパームの落ち葉による歩行者や車への危険性や、雑木が茂っていることから、今まで雑然としていた海岸線の景観を良くし、観光資源として再生を図り、また地域住民の安全・安心を図るために取り組むものでございます。このことにつきましては、近隣住民や通行する市民から苦情や要望もございました。ワシントンニアパームの伐採につきましては、レックスホテルにも確認を取ったところ、伐採してもよいとの回答をいただいております。

歳入の予算の補助金につきましては、県内に多数ある景観資源のうち、樹木が生い茂り、美しい景観や眺望が阻害されている箇所について、良好な景観を再生し、観光振興や地域の活性化を図ることを目的としており、樹木の伐採や処分、委託料の経費に対して補助されるもので、補助率は2分の1以内となっていますことから、97万7,000円を計上しております。今回の予算には含まれておりませんが、伐採したところは複層整備をする予定にしております。また、整備完了までは、歩行者に危害が及ばないようにしっかりと管理してまいります。

#### ○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

#### ○泉委員

部長、課長、少しきつい言い方かもしれないけども、例えば、財産売却が2,000万円を超える。面積5,000平米を超えるというふうに定めがありますね。しかし、この逐条解説から見ていくと、そのおかれた地域の地方公共団体の性格にもよります。例えば、皆さんが財産活用推進会議の中で、2,000万円を超えない、5,000平米に満たないからもう議会にかからないでいいと思うかもしれないけども、それはね、やはり議会との信頼関係損ねると思う。例えば、調査会というものがあるじゃないですか。調査会の中で事前にこういう議案について、地方自治法の対象ではないけれど、現在こういう作業を進めていますというようなことは、やはり私は委員長にお願いして、調査会開いてでも逐次、報告しておくべきと思います。たとえ面積は満たなくても、非常に重要な土地の立地条件とかいうのがあります。そういうものをやはり議会との信頼関係構築してほしいなと思っています。それから、今回、我々も見落としていて、財産売払収入要綱の中の禁止されているところで、暴力団関係とかいろいろ。その中に将来的に課税対象にならないような法人が払い下げを受けるとは想定してなかった。我々は。残念だったのは、1億1,600万円もかけて公有地を取得する人が未だに事業計画が無い。そんなことあり得ない。この不景気の中で、1億1,600万円を投資して、いわゆる事業計画は無いですよ。そんなことあり得ない。やはりこの縛りね。要綱の中で、財産払い下げをするときに公益性、いわゆる別府市の収益につながるようなものを織り込まないと、また同じ轍を踏むよ。そこをどうするのか教えてください。

#### ○柏木総務部長

まず、1つ目の条例で定められていないそういった土地を売却した場合、議員、議会への報告ということにつきましては、その都度、議会事務局のほうにもご相談して、どういった形で議会にお知らせするのがいいのかということと相談して、今後やっていきたいと思えます。それから、固定資産のかからない法人に対する売却ですけども、いろいろ調べましたら、やはり例えば、今回1つあったのが、宗教法人は駄目ですというようなことを定めているようなやつものを1件だけ確認ができました。ただ、税金がかからないような法人となります

と、例えば、社会福祉法人、学校法人、もうすごい数になりますので、それを全て排除する。または、一部だけ排除するというのは、なかなか難しいのかなというふうに考えております。例えば、その土地に特別な条件があって、それでいわゆるその法人を入札に参加させないしっかりとした理由がないとなかなかそれは難しいのかなということがありますので。もともと地方税、財政法で固定資産が免除されている。そういう法人というのは、市民生活に密接に関わっているような法人でありますので、その法人を例えば全部排除する。あるいは一部排除ということが果たして可能かどうかということは、ほかの事例もあわせて調査をさせていただきたいというふうに思います。

#### ○泉委員

今、法人格で言うと学校法人、福祉法人のいろいろありますが、今回が1番懸念されるのは宗教法人ですね。1億1,600万円支払い、土地を取得します。今から事業計画を作りますよと。私はあり得ないですよと言った。しかし、それを全面的に押しこられたら、それを拒否する根拠がない。今から事業計画を作りますと言って、そこに前の委員会で議論があった納骨堂等が出てきた時に、議会はなぜ、懸念材料を行政にぶつけなかったのかということは必ず責めを負う。委員長ね、おそらく議員全員の意見だと思うけども、もし納骨堂等、周辺の住民が係争に持ち込むような事案が生じた時には、行政が全ての責任を持つということになれば採決にならないと思うけど、そこはどうですか。

#### ○柏木総務部長

全ての責任をということは、もう売買が済んでしまった後なので、少し難しいかと思いますが、しっかり法律に沿って対応したいと思えますし、地域住民の方の声をしっかり聞いていきたいというふうには考えております。

#### ○泉委員

この売却要綱の中に環境問題があった。これ新別府でやった時の地区条例の中で、いわゆる騒音や臭気というものを発するものは駄目ですよというのにかけて、環境条例を作っていると思うけども、やはり、売却をしたからじゃなくて、売却をした後に普通宅地として買いました。しかし、ほかの事業計画を持ってきましたと言われた時に議員は何を審議したのかということになる。だから、1番心配しているのは、そういうことが想定される中で、あなたのほうは、売却は既に済んだと言うだけでは、我々は納得できない。それがもう着手されると分かっているわけやから、その時には行政が住民対応をしっかりやるということはこの場ではっきり約束してください。

#### ○野口委員

1つこれだけ言わせて。当局側に確認をしたいけど、例えば、提案権、執行権、それから我々は調査権、議決権というのがありますが、今回の問題は、6月にもう終わった事件であるけれども、泉委員が言ったように、今後のことについてはどうなのかと言った場合に当局側としては、そういう基本的な提案権や執行権とかいうものについて、どのように解釈しているのか。

#### ○柏木総務部長

当然、我々は法や条例に沿って、例えば、議決にかかる必要があるものなど、そういったことは判断しております。案件によっては、事前に委員会にお知らせする必要があると思えますので、それについては先ほども申し上げましたとおり、議会事務局と相談します。おそ

らく、議会事務局は、議長に相談されると勝手に思っておりますけれども、その中で、どういった方法で議員の皆さまにお知らせするのがいいかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○野口委員

今後は議会に対する調査権については。

○森山委員長

ちょっとすみません。先に泉委員のほうで質問しましたので、その続きちょっと。

○泉委員

いや、その答弁を先に。

○森山委員長

答弁を先にしてください。

○柏木総務部長

行政といたしましては、当然、法律をちゃんと注視しながら、そういったことに違反がないか。それから住民のほうから苦情が出ましたら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○泉委員

もう1回だけ確認します。現在、宅地として買収しますよ。もう買収しましたということです。我々議会は、宗教法人だからもしかしたら、納骨堂等出てきた時に、住民との係争の起きる心配があるということを委員会として伝えた。そのことを受けて、もし事業計画が出て、それに対して住民が争議運動を起こした時に我々は執行部に対して、あなた方が責任持ってくださいよということを今、確認しています。それをできるかどうか。それがもう採決の前提。

○柏木総務部長

法律に沿って、必ずそこは対応していきたいというふうに思います。

○泉委員

結局ね、今回、事業計画まであなた方は担保しないままに売買してしまった。その原因を作ったのはあなたたち。すでにそういう契約終わって、議会にどうですかと出しているわけ。だから原則、あなた方が原因を除去するために、やはり責任を持って対応するというのは当たり前だと思う。私が言っているのはそこ。法律に沿って係争になって、住民運動が起きた時や法律等で売却しましたと言えますか。そういう争議に発展しないことを願っているけど、どういうふうな運動が起きるのか。原因を作った人がやはり解決もしないと。

○柏木総務部長

今回売却をしてしまいましたので、我々がその責任がどこまで取れるのかという問題もあると思いますので、できる限りそういったことについては、解決の方向に向けて努力したいというふうに思います。



○野口委員

例えば、執行権というのは、反対しても執行しますということもある。だからそういう中で、当局側としては、そういう提案権と執行権をどのように判断をして今回やったのか。これは1つの大きな方針としては出る。我々としては、調査権と今度は議決権というのはあるので、それをどのように当局側と議会がやっていくのかということ。今回は、1番心配されているのが、固定資産税が入らないということ。隣近所と争いが起こるのではないかということの2つがあるので、例えば執行権という中にそういうふうな問題に対して責任を取らなければならないというような法的な解釈があるのかどうか。

○柏木総務部長

法的なものは、縛りはないというふうに思っております。

○塩手委員

要領の中の9ページの8番の契約上の主な特約のところ、禁止にする用途として、1番下の段に騒音、振動、また臭気その他の周辺環境に及ぼす、支障を及ぼす用に供することという、これが禁止の1つの要綱の一部だと思いますが、この周辺環境に支障を及ぼす用に供することという、具体的な中身というのは誰が決めますか。騒音、振動、臭気は具体的に分かりますが、その他周辺環境に支障を及ぼす用に供することは、具体的な中身というのがすごく曖昧で、例えば、入札で決まった宗教法人が今、事業計画がないというふうにおっしゃっていましたが、今後、仮に前回の委員会から議論になっている、納骨堂建てたとした場合、周辺の環境の住民の人たちから、それに対して反対だというふうになった場合、それはこれにあてはまりますか。

○柏木総務部長

当然、騒音、臭気その他、建築になりますとそれぞれの許可、判子を取らないといけない部署がいくつかありますので、その中でチェックしていくことになると思います。実際に計画の中でそういったことが心配されるようであれば、当然業者のほうにどういった計画であるのかということをお聞きして、もしそういったおそれがありましたら改善を求めていきたいと思っております。

○阿部委員

塩手委員がいいこと言ったので。塩手委員も私たちもみんなそうですが、なぜそこが気になるかという、この計画の令和5年の2月財産活用推進会議の時に議事録はここに出していませんが、そういった庁内で塩手委員も泉委員もみんなそうですが、役所の職員の立場であったらこの危険の特約、禁止する要綱の特約のさっき言った騒音、振動、臭気、こういったのがどういふにあたるかというので今回、たまたま宗教法人や納骨堂というのがトピックされています。どういった会議の内容で、どういった要綱を決めていったか。そういうのが見えないので、議事録として情報は出せないというふうには少しお聞きはしましたが、前回、少し話した秘密会議であれば、我々はどういった形で執行部のほうがこの要綱を決めて、どこまでの最新のリスク管理をして、この土地の売却に至ったかというのは、閲覧すればある程度確認はできるのかなと思います。塩手委員の言った内容のリスクの担保とかです。先ほどの答弁であると、法的な解釈ばかりで、何もこちらにも伝わらないので、ある程度、1回この議事録の内容を見せてもらったほうがいいと思います。これは、委員長に提案ですが。秘密会議の中で情報開示ができないのであれば、検討する部分であるというふうには前回、そういうふうには認識しています。この推進会議で、どのような内容で要綱を決めたのか。危

険リスクをどのように想定したのかという部分をお聞きしたいです。議事録出せないのでしょうか。

○森山委員長

部長、口頭で説明をなにかできるのではないですか。

○柏木総務部長

令和5年2月7日に開催されました財産活用推進会議の内容でございます。その時の議案は、旧南幼稚園跡市有地の売却についてということで議論しています。旧南幼稚園跡市有地の売却について、担当課長のほうから当時説明がありました。内容は、土地の概要、注意事項や売却価格、今回の知っているような内容について、その説明をしまして、その後質疑応答で、最終的には審議結果で、全員異議なく了承されたということになります。

○阿部委員

質疑応答はどのような内容か。

○森山委員長

部長、可能な限り、この時の議事録を後で出せないでしょうか。

○柏木総務部長

質疑の内容は、高さ制限問題やその土地に建てる建物について。あと、都市計画道路の対象ではないかというような話。それから、あとは公告のスケジュール、公告の仕方、募集期間のご説明、そういったことを協議しております。

○森山委員長

以上ですか。

○泉委員

私たちの懸念とは全然違っていたということ。

○阿部委員

勉強不足で申し訳ないですが、財産活用推進委員会のメンバーは、どういった方がいらっしゃるのですか。

○柏木総務部長

副市長、総務部長、企画戦略部長、大体あて職といいますか。その他にも財政課長、政策企画課長、総務課長となっています。

○森山委員長

部長、今のこの資料の中に禁止する用途、契約上の主な特約の中に、臭気、その他周辺環境を、支障を及ぼすものと明記があるけど、今回出てきた問題は出てこなかったのか。

○柏木総務部長

この時の会議の中では出ておりません。

○森山委員長

出てない。

○阿部委員

そこが今まで、前回の委員会から議論がずれていたところで、結局、1番最初に言いました、立場を変えてって言ったところで考えた時にあまりにもギャップがあるので、これだけ終着点が見出せないまま、さっき言った議事録が出ない。庁内でどういった協議をして決定したというプロセスが見えないままなので、今回の契約を機に先を見据えて、しっかりした約束を執行部から取りつけて、委員会として取りつけて、こういった要綱に関しては、例えばこの財産活用推進会議の中に民間の方を入れるとか。売買する時には、委員会に会議の内容も報告事項として、しっかり報告するという。先ほど泉委員さんが言いましたけど、そういったことがやはり、担当課のほうの配慮が抜けていたというか。多忙で抜けていたかもしれませんが、結局、今どこに終着点を持っていくのか全然分からないまま質疑をしている形になるので。まず、各委員が言った懸念というのは一切出なかったのですか。もう出席されていた部長も、宗教法人とか外国資本の会社とか、そういったところの懸念というのは。

○柏木総務部長

私が出てないので会議の内容は聞いてないんですけど。

○阿部委員

総務部長1番分かっているのですか。

○柏木総務部長

人事異動がありましたので。

○阿部委員

ああ、そっか。

○吉富委員

じゃあ、まとめでも何でもなくて、まず、泉委員のほうから最初に丁寧な話があったようにこの売り渡しに関して、相手が宗教法人であったということで、その後、住民からの苦情が出たりした時にはどうするのか。それを行政が責任を売ったのは行政だから、責任を持たないといけないのではないかと。これをさっき泉委員がおっしゃったわけですね。このことに関して、私はこの道の専門家ですからあれですけど、売ったものに関して言えば、責任は買った者にあるわけです。これから先は、買った者にあるけども、行政としてはその買った人に対して、住民からのこういう苦情があった時には、それを責任持って買った人に指導しなさいという。そういう書くしか多分、法律上はできないと思う。だからそこを最終的にしっかり担保しなければ、委員会としては、やはり案が上がってきた1億1,600万の議案に対しては賛成するのは、委員会であなたたちは何をしていたのですかと市民から言われた時に私たちは困るから。それはやはり行政に対してしっかり、私たちはこう言いましたと。そして、行政は買ったほうの人たちに責任を持って住民との対話をするようにということを確認取っていますということを私たちが言えるわけ。それはいいと思います。問題になっているのは、この要綱がしっかりとそういうふうに、先ほど泉委員も最初言っていました、行政が行政財産を売るのであれば、やはりそれは公共の利益に反するものではないと。市民

の福祉にプラスするようなものでなければいけないということになると思います。これは先ほど部長も心配していた売るほうとして、買う人たちの変に網かけすることはできないということだと思います。宗教法人であろうが何であろうが、変な網かけをすると、逆に今度は行政側が裁判を打たれるような形も起こるかもしれない。だから、変な網はかけられない。だけど、要綱として作る時には、やはり地域住民のためになるとか、市民のためになるとかというようなものをやはりちゃんと入れるべきだとこの中に。

もう1つ、みんなが言っていた契約の主な特約の中に書いてある禁止事項があります。騒音、振動、臭気。これは、不動産の中の要するに用途地域の利用という法律の中にある。例えば、家ばかりがあるところは第1種低層住宅とあって、最高でも11メートルの高さまでの家しか建てられないとか、細かな法律があるわけです。ここは、旧国道に面したところだから、昔、県道で、商業地域に入ります。県道から50メートル以内は商業地域ですから。言えばどんなものでも建てられる。商業地域、高さ制限も基本的にはない。ただし、太陽が当たるための、1日午前何時間、午後何時間あたらなければいけないということで、ビルなんか建ったら、屋根が階段状にこうなっているビルがあるけど、そういうのが法律的に引っかかってくる。ここは基本的には、商業地域だから何でも建てられる。そういう部分で、何でも建てられるところだからこそ、要綱に関しては、市民が納得するというか、安心して住まえるような、条項を入れておくべきだと思います。

そこが、先ほどから、阿部委員の話聞いていたら、2月7日の財産活用推進会議の中での話し合いの中では、そういう懸念が全く出てこなかったということだけど、これはやはり専門的な知識を持った人の中に入れてるようにして、こういう要綱というのは、これからは作っていくようにしないと。別府市のほかのものに関しても、ほかの契約に関しても、今回の議会議見していると、いろんな契約で、やはり何か行政は、勝手じゃないけど言い方悪い。適当ではないかもしれないけど、忙しくて手が回らないのか分からないけど、昔に比べると、書類の詰め方が少し甘いかなというふうに思っていますので、そこが気になりますから。

○森山委員長

今、吉富委員が言われたことように、要綱をしっかりと作っていただきたいと。このように思いますがいいですか。

○柏木総務部長

今度は要綱を作る際には、委員が言われたことをしっかりと会議の中で議論をして、そういった住民に迷惑がかからないような要綱を作成したいというふうに。

○泉委員

いつまでに作成するの。

○柏木総務部長

要綱と言われますのは、これを売りますよとなった時にその物件に対して作る要綱なので、それがベースになっているわけではありません。その都度、作るものになります。今回、お手元に配付してあります要綱は、それは旧南幼稚園跡地だけの要綱であって、今度新しく売買をするときは、その土地に対する要綱を新しく作成します。

○吉富委員

委員長、いいかい。

○野口委員

もうちょっとまとめようよ。

○吉富委員

1つずつの物件に対して1つずつの要綱が出てくるということでしょう。それは分かるけど、その前提として、常に市民目線でということをやはり担保しないといけないという話です。そこはちゃんと要綱を作るにしても、必ずそれを入れるようにということを考えないといけないということです。そこが重要です。今回に関しては、もう既に契約までして、これを登記まで完了しているものをひっくり返すというのは、行政としては無理だろうし、議会としてもそれは理解していますが、先ほど泉委員が言ったように、やはり行政としては、しっかりと買った先に指導していくと。ここがやっぱり重要だと思います。

○森委員

先ほどからのお話の中で、私もいろいろ調べる中で、先ほど宗教法人は駄目だと。除外するのは駄目だという話でしたが、他の都市を見ている中で、この契約上の特約の禁止する用途の中に宗教活動の用に供することという、具体的に書いているところも実際はあったわけですね。だからそういったところも含めて、入れることが可能なのかどうかを検討していただきたいなというふうに思います。

○柏木総務部長

それは検討していきたいと思います。

○森山委員長

いいですか。ほかはないようですね。

別にほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

○泉委員

委員長が取りまとめして、こういうものを執行部に要望すると。それを前提にして採決ということで。

○森山委員長

今、吉富委員が言ったように、前例としてそれぞれ要綱が変わると。しかし、次、作成する時にはしっかり責任も入れて、市のほうを入れてほしいと。法に従って、可能な限り法の範囲において、責任を持って地域住民の不安解消に努めるということで了解して、そういうふうなことを入れていただくということでよろしいですか。

○泉委員

要綱については、個別具体的に新たなものを作るということで、その前に財産活用推進委員会の中の規則として、やはり財産活用の在り方や売却を含めて、そこらを整備しないといけないということ。1つ前の段階で。

○柏木総務部長

それに関する規則や指針、そういったものがございますので、その内容についてまた1度精査してまいります。

○森山委員長

よろしいですか。

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）総務課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 112 号総務課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩） 11 時 38 分

（再開） 11 時 38 分

○森山委員長

それでは、再開いたします。

次に財政課関係議案の審査を行います。

議第 112 号令和 5 年度全国市一般会計補正予算（第 8 号）財政課関係部分について、先日の委員会審査において、当局より説明をいただいております。直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、第 112 号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、再度審査が必要な議案について全て終了いたしました。なお、11 日の委員会審査において、委員会会議録及び委員長報告については一任をいただいておりますが、委員長報告については、委員長一任でご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、定例会最終日の委員長報告につきましては、ただいまご確認いただいた点を明記することの了承をいただきましたので、委員長において作成をさせていただきます。

そのほかご意見ございませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに特にないようですので、最後に私のほうから、当委員会の所管事務調査についてご提案をさせていただきます。

6 月の総務企画消防委員会で所管事務調査の項目及び時期について、委員長一任をいただきました。当委員会の所管に関する調査項目についてアンケートを実施し、アンケート結果により、調査項目を決定したいと考えております。

事務局より通知文及びアンケート用紙を配付いたします。つきましては、アンケート用紙に必要事項を記載のうえ、12 月 20 日金曜までに事務局のほうへ提出を願います。よろしくお願いいたします。

これもちまして、総務企画消防委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

○閉議：11時48分